

南砺市環境審議会（第1回）会議次第

期日：令和3年1月12日(火)10:00～

場所：南砺市役所 302会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 諮問

4. 第2次南砺市環境基本計画の策定について
 - (1) 計画策定スケジュールについて

 - (2) 策定方針等

5. その他

6. 閉会

南砺市環境審議会委員名簿

	構成・分野	所属・役職等	氏名	備考
1	外部有識者	富山国際大学 現代社会学部教授	上坂 博亨	会長
2	環境等推進団体	南砺市環境保健協議会 会長	浦出 義一	副会長
3	学識経験者	元南砺市連合婦人会 会長	武部 範代	
4	産業・経済 関係団体	富山県西部森林組合 代表理事常務	森田 義昭	
5	産業・経済 関係団体	南砺市商工会 会長	川合 声一	
6	外部有識者	(公財)とやま環境財団 専務理事	藤平蔵 芳光	
7	公募委員	元南砺市教育委員会教育委員長 元県生活協同組合連合会副会長	渡邊 美和子	
8	公募委員	(公社)となみ青年会議所 理事 (SDGs推進委員)	山田 恵	

出席者

市長 田中 幹夫

総合政策部 部長 川森 純一

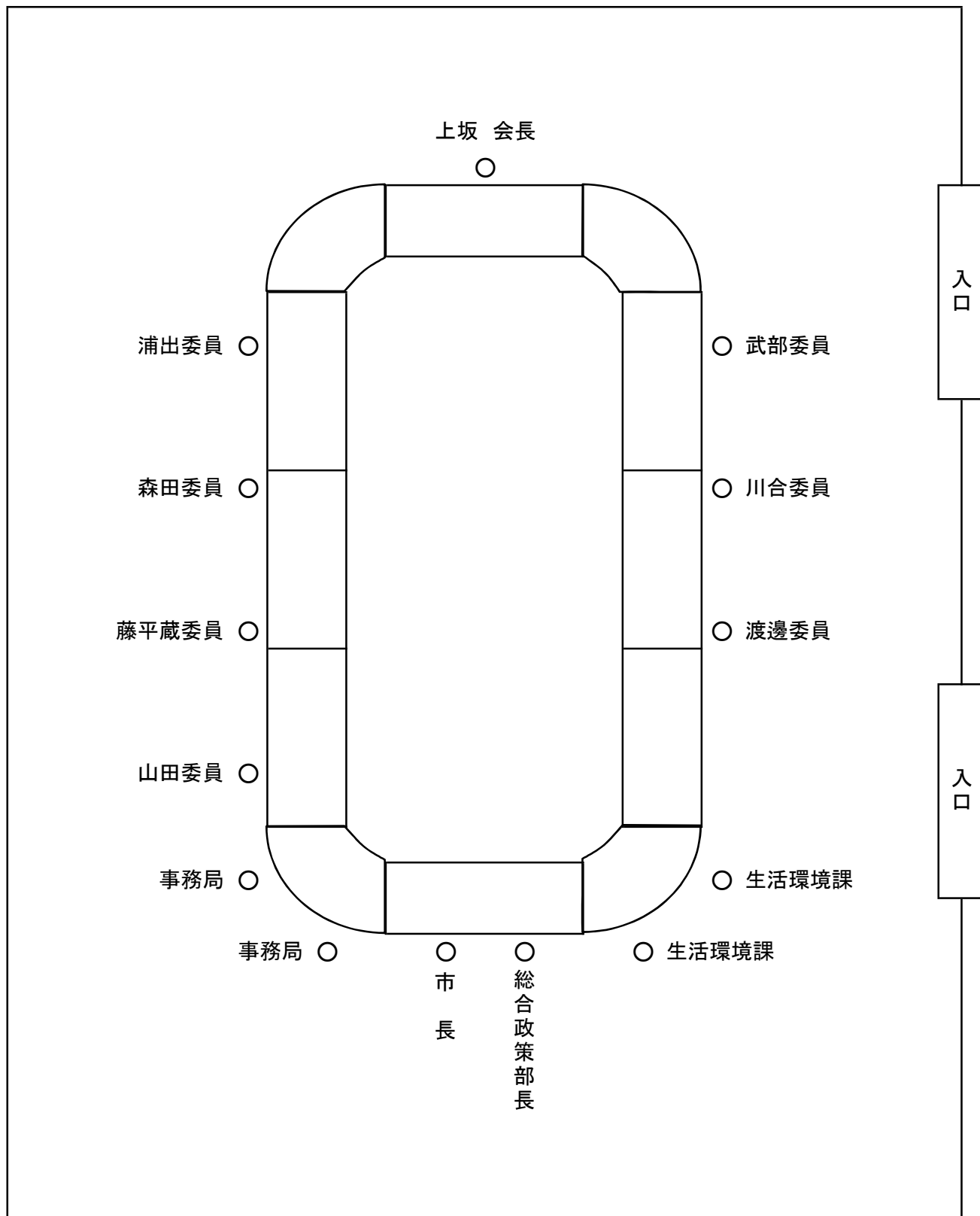
事務局

総合政策部
エコビレッジ推進課 課長 久保 剛志

総合政策部
エコビレッジ推進課 係長 堀 桂子
環境政策係

南砺市環境審議会 配席図

令和3年1月12日(火) 10時
南砺市役所302会議室



第2次南砺市環境基本計画(仮称)の策定について

1. 趣旨

国の環境基本計画に基づき策定した南砺市環境基本計画(以下、計画という。計画期間：平成25年度から令和3年度までの9か年)では、「なんと美しい 緑の里」を環境像として掲げ、本市の環境づくりを推進してきた。

昨今の環境の変化には地球規模で考える必要があり、国の「第5次環境基本計画」の施策を基本に置くとともに、2020年12月に策定された「経済と環境の好循環」を作る、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の分野を横断した実行計画の重要性も念頭に置く必要がある。

本市が推進する「エコビレッジ構想」や「SDGs 未来都市」として担う役割や施策を明確にしたうえで、ゼロカーボンシティを表明したことも踏まえて、環境に関する基本的な計画を策定(改定)するもの。

2. 策定方法

南砺市環境審議会は市長の諮問に応じ、良好な環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議し、これからの環境施策の基本となる計画を定めるため、環境指標を定め市民意識を含めて策定を行う。計画策定においては環境関係団体や市関係課で取り組んでいる環境施策に関することを確認し、環境保全を推進するための基本計画をまとめる。

3. 策定方針

- (1) 「南砺市環境未来づくり基本条例」を基にして、国の「第5次環境基本計画」及び「地球温暖化対策計画」に沿った環境振興施策に関する基本的な計画とする。
- (2) 環境分野に関する施策を、総合的かつ体系的に構築する長中期的な計画とする。(計画期間：令和4年度から13年度までの10か年とし、令和8年度に中間報告を行う。)
- (3) 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを表明した都市として具体的な施策を示す。

4. 策定スケジュール

年月	会議名	内容
令和2年11月	南砺市議会 全員協議会①	第2次南砺市環境基本計画の策定方針スケジュール等の説明

年 月	会 議 名	内 容
令和3年1月	第1回南砺市環境審議会（諮問）	第2次南砺市環境基本計画の策定方針スケジュール等の説明
令和3年2月	庁議にて説明と依頼	計画案概要と今後の作業依頼
4月	第1回庁内検討会議	計画案の説明と作業依頼
5月	第2回南砺市環境審議会	計画案の説明、アンケート調査の説明
5月	市民環境意識調査の実施	市民アンケートの実施
6月	南砺市議会 全員協議会②	計画案の説明、アンケート調査の説明
9月	第3回南砺市環境審議会	計画案の説明、アンケート結果の説明
9月	南砺市議会 全員協議会③	計画案の説明、アンケート結果の説明
11月	第2回庁内検討会議	計画案の協議
12月	第4回南砺市環境審議会	計画最終案の審議
令和4年1月	南砺市議会 全員協議会④	計画最終案の説明
1月	パブリックコメントの実施	
2月	第5回南砺市環境審議会	市長への答申
3月	南砺市議会	（上程審議若しくは報告）

【 現 計 画 】

施策の体系

環境像	なんと美しい 緑の里		
4つの分野目標と推進機軸	14の施策目標	施策(取組の方向性)	
I 健康・安全	1 大気環境の保全	1-(1) 大気環境監視の充実 1-(3) 移動発生源対策の推進	1-(2) 固定発生源対策の推進
	2 水環境の保全	2-(1) 水質環境監視の充実 2-(3) 生活排水対策の推進 2-(5) 健全な水循環の確保	2-(2) 工場・事業場対策の推進 2-(4) 地下水・土壌汚染対策の推進
	3 その他生活環境の保全	3-(1) 騒音・振動、悪臭対策の推進 3-(3) 放射線量の監視体制の整備	3-(2) 有害化学物質対策の推進 3-(4) 空き家・空き地対策の推進
II 低炭素・循環	4 エネルギーの有効活用の推進	4-(1) 省エネルギー化の推進	4-(2) 新エネルギーの普及・活用
	5 3R・適正処理の推進	5-(1) 廃棄物処理計画の推進 5-(3) ごみの資源化の推進	5-(2) ごみの減量化の推進 5-(4) 適正処理・不法時対策の推進
	6 地球温暖化防止対策の推進	6-(1) 低炭素型の暮らしの促進 6-(3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進	6-(2) 低炭素型のまちづくりの推進 6-(4) その他温室効果ガス対策の推進
III 自然共生	7 貴重で優れた自然の保全	7-(1) 自然公園・自然環境保全地域等の保全	7-(2) 生物多様性の保全
	8 森林・農地・水辺の公益的機能の向上	8-(1) 森林・林地環境の保全・活用 8-(3) 水辺環境の保全・活用 8-(5) 自然災害の防止	8-(2) 農地環境の保全・活用 8-(4) 野生生物との共生 8-(6) 市民による自然保護・育成活動の推進
	9 自然とのふれあいの推進	9-(1) 自然とのふれあいの基盤整備	9-(2) 自然とのふれあい機会の創出
IV 快適・心の豊かさ	10 快適でおいしいのあるまちづくりの推進	10-(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進 10-(3) 交通環境の整備	10-(2) 美しく清潔なまちづくりの推進 10-(4) 雪に強いまちづくりの推進
	11 特色ある景観・文化の保全・創造	11-(1) 魅力的な景観の保全・創造 11-(3) 芸術文化活動の振興	11-(2) 歴史的・文化的遺産の保全・活用 11-(4) 郷土意識の醸成
推進人・しくみづくり機軸	12 環境を守り育てる人材の育成	12-(1) 環境情報の共有化 12-(3) 核となる人材や団体の把握・育成	12-(2) 環境教育・環境学習の機会提供・支援
	13 環境を守り育てる協働・連携体制の整備	13-(1) 市民等の自発的な活動の促進 13-(3) 広域的な連携・交流体制の整備	13-(2) 市民等の参画・協働の促進
	14 環境と産業の好循環の推進	14-(1) 環境に配慮する人が評価されるしくみづくり 14-(3) 環境にやさしい農林業の振興 14-(5) 環境関連産業の育成	14-(2) 環境負荷低減に向けたサービスの利用促進 14-(4) 自然や歴史的文化的遺産を活かした観光の推進

【 新 計 画 (案) 】

環境像	環境保全のための分野目標と推進機軸		環境保全のための施策目標		環境保全に対する取組方向	
I 地球温暖化防止	I 地球温暖化防止	1 低炭素で循環型の暮らしの推進	1-(1) 低炭素型の暮らしの促進 1-(3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進	1-(2) 低炭素型のまちづくりの推進 1-(4) その他温室効果ガス対策の推進		
		2 エネルギーの有効活用の推進	2-(1) 省エネルギー化の推進	2-(2) 再生可能エネルギーの普及・活用		
		3 ごみの適正処理の推進	3-(1) 廃棄物処理計画の推進 3-(3) 食品ロスの削減 3-(5) 適正処理・不法時対策の推進	3-(2) ごみの減量化の推進 3-(4) ごみの減量化の推進		
II 健康・安全	II 健康・安全	4 大気環境の保全	4-(1) 大気環境監視の充実 4-(3) 移動発生源対策の推進	4-(2) 固定発生源対策の推進		
		5 水環境の保全	5-(1) 水質環境監視の充実 5-(3) 生活排水対策の推進 5-(5) 健全な水循環の確保	5-(2) 工場・事業場対策の推進 5-(4) 地下水・土壌汚染対策の推進		
		6 その他生活環境の保全	6-(1) 騒音・振動、悪臭対策の推進 6-(3) 放射線量の監視体制の整備	6-(2) 有害化学物質対策の推進 6-(4) 地域にあるストック資産の活用		
III 自然との共生	III 自然との共生	7 貴重で優れた自然の保全	7-(1) 自然公園・自然環境保全地域等の保全	7-(2) 生物多様性の保全		
		8 森林・農地・水辺の公益的機能の向上	8-(1) 森林・林地環境の保全・活用 8-(3) 水辺環境の保全・活用 8-(5) 自然災害への緩和策・適応策	8-(2) 農地環境の保全・活用 8-(4) 野生生物との共生 8-(6) 市民による自然保護・育成活動の推進		
		9 自然とのふれあいの推進	9-(1) 森里川海の恵みの再認識 9-(3) 自然とのふれあい機会の創出	9-(2) 自然とのふれあいの基盤整備		
IV 快適・心の豊かさ	IV 快適・心の豊かさ	10 快適でおいしいのあるまちづくりの推進	10-(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進 10-(3) 交通環境の整備	10-(2) 美しく清潔なまちづくりの推進 10-(4) 雪に強いまちづくりの推進		
		11 特色ある景観・文化の保全・創造	11-(1) 魅力的な景観の保全・創造 11-(3) 小さな文化都市活動の振興	11-(2) 歴史的・文化的遺産の保全・活用 11-(4) 郷土意識の醸成		
推進人・しくみづくり機軸	推進人・しくみづくり機軸	12 環境を守り育てる人材の育成	12-(1) 環境情報の共有化 12-(3) 核となる人材や団体の把握・育成	12-(2) 環境教育・環境学習の機会提供・支援		
		13 環境を守り育てる協働・連携体制の整備	13-(1) 市民等の自発的な活動の促進 13-(3) 広域的な連携・交流体制の整備	13-(2) 市民等の参画・協働の促進		
		14 環境と産業の好循環の推進	14-(1) 環境を配慮するしくみづくり 14-(3) 環境にやさしい農林業の振興 14-(5) 環境関連産業の育成	14-(2) 環境負荷低減に向けたサービスの利用促進 14-(4) 自然や歴史的文化的遺産を活かした観光の推進		

いくつか例示して、環境審議会でも採択してもらおう

(主な改正点)

- 地球規模の緊急性対策が必要かつ、できることを積極的に取組む必要があるため、分野目標のIとIIの順番を入れ替えた。その関係で施策目標名を変更。1.暮らしの中におけるCO₂、2.エネルギー、3.ごみ のカテゴリーとした。現計画では、バイオマスエネルギーなどは、新エネルギーとしてまとめて表しているため、再生可能エネルギーの言葉を表に出した。2では、エコビレッジ構想に触れ、ゼロカーボンシティや、CO₂削減、などの取組みについて記載する。3には、県も政策的に力を入れている「食品ロス」について新たに設置する。
- 9に森の恵みが海の恵みにそして森へと循環、つながりがよくわかる、森里川海の恵みの再認識として、新たに追加した。
- 言葉の表現についてはいくつか変更した。11-3を芸術文化活動の振興→小さな文化都市活動の振興 と変更するのはどうか。
- SDG s ゴールを各分野ごとに設定し、取組みの方向を分かりやすくする。

目標とするSDG s ゴール	
全分野目標に共通するゴール	I 地球温暖化防止
	II 健康・安全
	III 自然との共生
	IV 快適・心の豊かさ
推進機軸	

かんきょう
環境についてのアンケート

◎南砺市では、市の環境を良くするためにいろいろな環境について調べています。

◎みなさんは、南砺市の環境についてどのように感じていますか。このアンケートで教えてください。

◎だれがどのように答えたかは分かりませんので、思ったことを自由に教えてください。

◎答えは、各質問を読んで当てはまる番号（数字）を○で囲んでください。



平成28年10月
南砺市長 田中 幹夫

学校名	小学校 中学校	性別	1. 男子 2. 女子
-----	------------	----	------------------

ここからが質問です。質問は全部で12問あります。

問1 「南砺市の自然」の中で、あなたが一番大切だと思うものは、次のうちどれですか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. 山 (山の地形、山の緑、山の森林など)
2. 川 (庄川、小矢部川など)
3. 池・沼 (桜ヶ池、縄ヶ池、赤祖父池など)
4. 田んぼや畑
5. 鳥 (渡り鳥、キジ、ワシなど)
6. 動物 (クマ、タヌキ、カモシカ、虫など)
7. 魚など (アユ、イワナ、コイ、カニなど)
8. 花 (桜、花しょうぶ、あじさい、チューリップなど)
9. 空 (空気、風、音、星空、雲など)
10. その他 ()

問2 あなたは、自分の住んでいるところは自然が多いと思いますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. とても自然が多いところだと思う。
2. どちらかといえば自然が多いところだと思う。
3. ふつうだと思う。
4. どちらかといえば自然が少ないところだと思う。
5. とても自然が少ないところだと思う。

問3 あなたは、自分の住んでいるところが住みやすいと思いますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. とても住みやすいところだと思う。
2. どちらかといえば住みやすいところだと思う。
3. ふつうだと思う。
4. どちらかといえば住みにくいところだと思う。
5. とても住みにくいところだと思う。

問4 あなたは、高いビルや大きなショッピングセンターばかりあるまちと、山や川などの自然が多いまちと比べて、住むとすればどちらの方が好きですか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. ビルがたくさんあるまちの方が好きだ。
2. どちらかといえばビルがたくさんあるまちの方が好きだ。
3. どちらともいえない。
4. どちらかといえば自然が多いまちの方が好きだ。
5. 自然が多いまちの方が好きだ。

問5 あなたは、日ごろの生活で環境にやさしいことをしている方だと思いますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. いつも環境にやさしいことをしている方だと思う。
2. どちらかといえば環境にやさしいことをしている方だと思う。
3. ふつうだと思う。
4. どちらかといえば環境のことを考えていない方だと思う。
5. ぜんぜん環境のことを考えていない方だと思う。

問6 あなたは、リサイクルできるごみとほかのごみを分けて捨てていますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. いつもごみを分けて捨てている。
2. どちらかといえば分けて捨てている。
3. 分けたり分けなかったりすることが半分ぐらいである。
4. どちらかといえば分けなくて捨てる方が多い。
5. まったく分けなくて捨てている。

問7 あなたは、日ごろの生活で、むだな電気や水道を自分から進んで消したり止めたりしていますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. いつも、むだな電気を消したり、水道を流しっぱなしにしないようにしている。
2. どちらかといえばこまめに消したり止めたりしている。
3. 消したり止めたりすることを、したりしなかったりが半分ぐらいである。
4. どちらかといえばあまり自分から進んで消したり止めたりしていない。
5. 自分から進んで消したり止めたりまったくしていない。

問8 あなたは、お店で買い物をした時に渡されるレジ袋をどうしていますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. 商品をレジ袋に入れてもらい、品物を出したらレジ袋はそのまま捨てる。
2. もらったレジ袋は、ごみ袋として使ってから捨てる。
3. もらったレジ袋は、家で違うものを入れたりして利用して何回も使っている。
4. 必要な時はレジ袋をもらうが、どちらかといえばもらわない方が多い。
5. 買い物の時はいつもマイバッグを持っていくのでレジ袋はほとんどもらわない。

問9 あなたは、買い物をする時、エコマークのついた商品など、環境にやさしい商品を選びますか。
(自分の考えに一番近いと思う番号を1つ○で囲んでください。)

1. エコマーク商品や環境にやさしい商品とは何なのかわからない。
2. エコマークなどは聞いたことがあるが、買い物をする時には気にしていない。
3. たまに気が付けば環境にやさしい商品を買うことがある。
4. できるだけ環境にやさしい商品を選ぶようにしている。
5. いつもエコマーク商品など環境にやさしい商品を選んで買っている。

問10 あなたは、環境かんきょうを守るまもることの大切まなさを学まなぶのが好すきですか。
(自分の考かんがえに一番近いちばんちかいと思おもう番ばん号ごうを1つ○で囲かこんでください。)

1. とても好すきだ。
2. どちらかといえすば好ほうきな方ほうだ。
3. どちらともいえない。
4. どちらかといえきら嫌ほういな方ほうだ。
5. とても嫌きいだ。

問11 あなたは、家かぞく族ともや友ともだちなどといっしょに環かんきょう境まもを守るかっとう活動き（木きはなや花そだを育そだてる、ホタルや生いきものを増ふやす、空あき缶かん拾ひろい、公こう園えんの清せい掃そう活かっとう動かっとう、リサイクリサイクル活かっとう動かっとうなど）に取とり組くんでみたいと思おもいますか。

(自分の考かんがえに一番近いちばんちかいと思おもう番ばん号ごうを1つ○で囲かこんでください。)

1. 自分じぶんができるなことを何とか取くり組くんでみたい。
2. どちらかといえとく
3. どちらともいえない。
4. どちらかといえとく
5. あまり取とり組くみたいと思おもわない。

問12 あなたが大人おとなになるころには、南なん砺とし市の自し然ぜんなどの環かんきょう境まもがどのようになっかてほし

いと思おもいますか。
(自分の考かんがえに一番近いちばんちかいと思おもう番ばん号ごうを1つ○で囲かこんでください。)

1. 今いまよりももかんきょうっと環し境ぜんを良ふくして自し然ぜんが増ふえてほしい。
2. どちらかといえいまば今かんきょうよりももよっと環し境ぜんが良ふくなってほしい。
3. 今いまのままの環かんきょう境まもを守まもってほしい。
4. どちらかといえたてものばビルや建た物ものができるためなら、自し然ぜんが少かんきょうなくなっわるて環かんきょう境まもが悪わるくなってもよい。
5. ビルや建た物ものができるためなら、今いまよりももかんきょうっと環し境ぜんが悪わるくなってもよい。
6. よくわからない。

アンケートはこれで終おわりです。ありがとうございました。

1. 調査対象

このアンケート票は、「南砺市住民基本台帳」の中から地域配分や年齢層を考慮した上で、無作為に抽出した1,000人の市民のみなさんにお送りしています。該当された方は、この調査の趣旨をご理解いただきまして、調査にご協力いただけますようお願いいたします。

2. 目的・情報管理

回答いただいた内容は、統計的に処理した上で、「南砺市環境基本計画・中間評価」の際の貴重な基礎資料として使用するとともに、環境行政の各種施策づくりに役立ててまいります。それ以外の目的で使用することはありません。また、回答いただいた内容をそのまま公表することはありません。

3. 回答方法

本紙の「アンケート票」に直接記入してください。当てはまる番号を1つ選んで「○」をつけるもの、複数選んで「○」をつけるもの、具体的に記述するものなど、いろいろな質問形態があります。質問の内容をよく読んでから、回答してください。

なお、設問中にある「その他」を選択された場合には、その右側にある（ ）欄に理由を具体的に記述してください。（具体的な内容がない場合は、空欄でも結構です。）

4. 提出期限

回答されたアンケート票を、同封の返信用封筒（切手不要、宛名不要）に入れて、**ポストに平成28年10月31日（月）までに投函**して下さい。

5. お問い合わせ窓口

本アンケートに関するお問い合わせは、南砺市エコビレッジ推進課で受け付けます。

【調査主体】： 南砺市市民協働部エコビレッジ推進課 担当：久保・北口^{くぼ きたぐち}
住所：南砺市井波520
TEL：0763-23-2050（直通）

南砺市環境基本計画・中間評価に関する 市民アンケート調査

1. 回答者本人・その家族のことについて

【問1-①】 あなたの性別を教えてください。 【〇を1つ】

- (1) 男性 (2) 女性

【問1-②】 あなたの年齢を教えてください。 【〇を1つ】

- (1) 20歳未満 (2) 20歳代 (3) 30歳代 (4) 40歳代
(5) 50歳代 (6) 60歳代 (7) 70歳以上

【問1-③】 あなたの職業を教えてください。 【〇を1つ】

- (1) 農林漁業 (2) 自営業 (3) 会社員・団体職員
(4) 公務員 (5) パート・アルバイト (6) 家事専業
(7) 学生 (8) 無職 (99) その他 ()

【問1-④】 世帯構成を教えてください。 【〇を1つ】

- (1) ひとり暮らし (2) 夫婦のみ (3) 2世代世帯
(4) 3世代世帯 (99) その他 ()

【問1-⑤】 居住地域を教えてください。 【〇を1つ】

- (1) 城端地域 (2) 平地域 (3) 上平地域
(4) 利賀地域 (5) 井波地域 (6) 井口地域
(7) 福野地域 (8) 福光地域

【問1-⑥】 南砺市に何年くらいお住まいですか。 【〇を1つ】

- (1) 生まれてからずっと (2) 5年未満 (3) 5～9年
(4) 10～19年 (5) 20年以上

【問1-⑦】 お住まいの地域では、町内や自治会等の活動はさかんですか。 【〇を1つ】

- (1) とても盛んだと思う (2) まあまあ盛んだと思う
(3) あまり盛んだとはいえない (4) 全く盛んでない
(98) 分からない (99) その他 ()

2. 南砺市の環境に対する満足度について

【問2-①】 あなたの地域の環境について、どれくらい満足していますか。【各問に対し、○を1つ】

取 組 内 容		満 足	やや 満足	どちら でもない	やや 不満	不 満
生活環境	1 空気のきれいさ	1	2	3	4	5
	2 水のきれいさ (川・湖沼・池・地下水等)	1	2	3	4	5
	3 土のきれいさ	1	2	3	4	5
	4 住まい周辺の静かさ	1	2	3	4	5
	5 住まい周辺の悪臭の少なさ	1	2	3	4	5
	6 住まい周辺の清潔さ (ポイ捨て、犬のフン放置がない等)	1	2	3	4	5
	7 ごみ・資源物の分別協力度合いの良さ	1	2	3	4	5
	8 廃棄物の不法投棄の少なさ	1	2	3	4	5
	9 野焼きの少なさ	1	2	3	4	5
自然環境	10 野山や森林、田等による緑の豊かさ	1	2	3	4	5
	11 野鳥や昆虫、魚等の生きものとの触れ合いの多さ	1	2	3	4	5
	12 自然景観の眺めの美しさ	1	2	3	4	5
快適環境	13 憩いの場の多さ (公園・広場、水辺とのふれあい)	1	2	3	4	5
	14 まちの緑化の多さ (街路樹や公園の緑等)	1	2	3	4	5
	15 文化財や遺跡等の歴史的遺産の豊富さ	1	2	3	4	5
	16 まち並み・散居村景観の眺めの美しさ	1	2	3	4	5
	17 日常生活や交通手段の便利さ	1	2	3	4	5
学習・活動	18 環境情報量の多さ	1	2	3	4	5
	19 環境教育・学習の場の多さ	1	2	3	4	5
	20 環境活動の場の多さ (美化活動、緑化活動等)	1	2	3	4	5

【問2-②】 さまざまな地球的規模の環境問題がありますが、次の事柄にどれくらいの関心がありますか。【各問に対し、○を1つ】

取 組 内 容		関 心 大 い に あ る	関 心 が あ る	い え な い	ど ち ら も も と も な い	関 心 が あ ま り な い	ま っ た く 関 心 が な い
地球環境	1 地球温暖化	1	2	3	4	5	
	2 オゾン層の破壊 (オゾンホールが拡大すること)	1	2	3	4	5	
	3 酸性雨	1	2	3	4	5	
	4 森林の減少・砂漠化	1	2	3	4	5	
	5 有害廃棄物の越境移動 (国境を越えて移動すること)	1	2	3	4	5	
	6 野生生物種の減少	1	2	3	4	5	
	7 海洋汚染	1	2	3	4	5	
	8 開発途上国の公害問題	1	2	3	4	5	

3. 南砺市の環境シンボル、将来の環境像(環境イメージ)について

【問3-①】あなたが南砺市の「誇り」と感じ、未来の世代に継承していきたいと思うものはどれですか。 【〇は3つまで】

- (1) 澄んだ青空、きれいな星空
- (2) 市内を流れる小矢部川や庄川、山田川等の清らかな河川
- (3) 閑乗寺公園や八乙女山から眺望するとなみ野散居村や田園空間
- (4) 市街地（井波・城端・福野・福光）の歴史的・文化的なまち並み
- (5) 五箇山地方の合掌造り集落
- (6) 医王山や大門山等の山並みや市内の8割を占める豊かな森林地帯
- (7) 優れた自然景勝地である白山国立公園や各種県立自然公園
- (8) 不動滝の霊水や妃の清水等の名水
- (9) 桜ヶ池や赤祖父池等の親水空間
- (10) 縄ヶ池のミズバショウや向野の桜、桂湖の新緑・紅葉等の花の名所
- (11) 桜ヶ池総合公園や各種スキー場・温泉施設等の自然環境を活かした余暇施設
- (12) 五箇山豆腐や干し柿、里芋等の地元の食文化
- (13) 曳山祭や麦屋祭、井波彫刻等の伝統文化・芸能
- (99) その他（ ）

【問3-②】あなたが望む南砺市の将来の環境イメージとして、近いものはどれですか。

【〇は3つまで】

- (1) 空気や水がきれいで、公害のないまち
- (2) 静かで落ち着いた雰囲気のみち
- (3) ごみのない清潔なまち
- (4) ごみの減量化やリサイクルへの取組みがさかんなまち
- (5) 省エネルギー・省資源・自然エネルギーの要素を多様に取り入れた都市機能が充実したまち
- (6) 地球温暖化防止活動の取組みがさかんなまち
- (7) 訪れた人がまた訪れたいくなるまち並み景観の美しいまち
- (8) 自然地域・田園地域・住宅地域の調和がとれたまち
- (9) 歴史・文化・伝統を大切にするまち
- (10) 美しい緑や多様な生き物と触れ合える自然の恵みが豊かなまち
- (11) 誰もが、いつ・どこでも環境を学び、活動に参加できるまち
- (12) 地域コミュニティによる環境保全活動が盛んで活気あるまち
- (99) その他（ ）

4. エコライフの実践度について

【問4-①】あなたやご家族は、普段の暮らしで、次の事柄にどの程度取り組まれていますか。

【各問に対し、○を1つ】

取 組 内 容		取 り 組 ま れ て い る	い つ も	取 り 組 ま れ て い る	半 分 づ い は	取 り 組 ま れ て い る	取 り 組 ま れ て い る	分 か ら な い
電気・ガス	01	室内の温度設定は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安にしている	1	2	3	4		
	02	照明は、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光ランプを使用している	1	2	3	4		
	03	同じ部屋で家族団らんをすることで、冷暖房や照明に必要な電力を節電している	1	2	3	4		
	04	冷蔵庫の温度を季節に合わせて調整したり、ものを詰め込み過ぎないようにしている	1	2	3	4		
	05	お風呂は間隔を置かないで入り、追い炊きを控えている	1	2	3	4		
	06	調理の際の火力調節をこまめにしている	1	2	3	4		
	07	使わない電気製品のプラグをコンセントから抜いて、待機時消費電力を少なくしている	1	2	3	4		
水道	08	食器洗い、歯磨き、洗顔、シャワー等では、水の使用量を減らすため、流しっぱなしをしない	1	2	3	4		
	09	洗剤やシャンプーを使い過ぎない	1	2	3	4		
	10	お風呂の残り湯を掃除や洗濯等に再利用している	1	2	3	4		
	11	廃食用油や調理くずを排水口に流さない	1	2	3	4		
ごみ	12	すぐに不用になりそうなものは、もらわない・買わない生活スタイルを心がけている	1	2	3	4		
	13	まだ使える不用品を譲り合って、なるべくごみとして出さないようにしている	1	2	3	4		
	14	買い過ぎ・作り過ぎに注意して、手つかず食品や食べ残しを出さないようにしている	1	2	3	4		
	15	分別排出ルールを守って、資源物とごみの分別・リサイクルに協力している	1	2	3	4		
	16	生ごみの水切りを徹底している	1	2	3	4		
	17	生ごみの堆肥化にチャレンジしている	1	2	3	4		

【問4-①】は、次ページに続きます。

【問4-①】前ページの続き **【各問に対し、○を1つ】**

取組内容		取組もない	取組も半分の間	取組もない	分からない	
外出しての取組	買い物	18 エコマーク商品やリサイクル製品、省エネ製品等、環境にやさしい商品を積極的に選んでいる	1	2	3	4
	19 バラ売りや量り売り、簡易包装の商品を積極的に選んでいる	1	2	3	4	
	20 食材は「旬」のもの、「地元」のものを積極的に選んでいる	1	2	3	4	
	乗り物	21 車の運転時には、急発進、急ブレーキ、加減速を少なくすることに心がけている	1	2	3	4
		22 車を長時間停車するときは、エンジンを切る等して、アイドリングを控えている	1	2	3	4
		23 できるだけマイカーを使わず、鉄道やバス、自転車を利用している	1	2	3	4

【問4-②】あなたは、環境学習や環境保全活動に参加したことがありますか。【各問に対し、○を1つ】

取組内容	頻繁に参加	ときどき参加	参加しない	分からない
環境学習の場	1	2	3	4
環境保全活動の場	1	2	3	4

【問4-③】【問4-②】で「頻繁に参加」または「ときどき参加」と回答した方にお尋ねします。【○はいくつでも】
 具体的にどのような活動に参加されましたか。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公園・道路・川等の清掃活動 | (2) 野鳥・動物等の観察会や生態調査 |
| (3) 植林・枝打ち・下刈り等の緑化活動 | (4) フリーマーケットや不用品交換会 |
| (5) 環境イベント・講演会等 | (6) 出前講座等の説明会や勉強会 |
| (99) その他 () | |

【問4-④】【問4-②】で「参加しない」と回答した方にお尋ねします。【○は2つまで】
 「参加しない」主な理由はなんですか。

- (1) 仕事や家庭の都合で時間がとれないから
- (2) 関心や興味が持てないから
- (3) 1人では参加しづらいから
- (4) 会場が自宅から遠くて、行くのが大変だから
- (5) 面倒くさいから
- (6) どんな環境学習や環境保全活動があるのか、事前に分からないから
- (99) その他 ()

5. 行政(市)が取り組む環境施策について

【問5-①】 行政(市)では、今後どのような環境施策を推進していけばよいと思いますか。

【各問に対し、○を1つ】

取 組 内 容		もっと 推進すべき	今のま までよい	取り組ま なくてよい	分らない	
01	地球環境	地球温暖化防止対策の推進(省CO ₂ 型まちづくり)	1	2	3	4
02		省エネルギー化の推進	1	2	3	4
03		新エネルギーの利活用の推進(太陽光、太陽熱、風力、雪氷熱、小水力、バイオマス等の再生可能な自然エネルギー)	1	2	3	4
04	生活環境	ごみの減量化やりサイクル活動の推進	1	2	3	4
05		まちの美化活動、山間地の不法投棄の取り締まり	1	2	3	4
06		水資源の保全・利活用の推進	1	2	3	4
07		公害防止対策の推進(環境測定、監視・指導体制等)	1	2	3	4
08		生活環境衛生対策の充実(ごみ・生活排水処理等)	1	2	3	4
09	自然環境	身近な自然環境の整備(公園・まちの緑化等)	1	2	3	4
10		豊かな森づくりのための整備や保全	1	2	3	4
11		とнами野散居村や田園空間の保全・継承	1	2	3	4
12		自然とのふれあい空間・水辺の整備	1	2	3	4
13		野生鳥獣による被害対策の推進(イノシシ、クマ等)	1	2	3	4
14		生物多様性の保護・保全	1	2	3	4
15		自然災害防止対策の推進(地震、風水害等)	1	2	3	4
16	快適環境	世界遺産の環境整備・継承(五箇山合掌造り集落等)	1	2	3	4
17		市街地の歴史的まち並みの保全・継承	1	2	3	4
18		伝統文化・文化財の継承、芸術文化活動の振興	1	2	3	4
19		食育・地産地消の推進	1	2	3	4
20		都市と農村の交流(滞在型・体験型のエコ活動の推進)	1	2	3	4
21		自然共生型余暇施設の整備・活用	1	2	3	4
22		雪に強いまちづくりの推進	1	2	3	4
23		交通ネットワークの充実(道路・公共交通機関等)	1	2	3	4
24	学習・活動	環境に関する情報提供体制の充実	1	2	3	4
25		環境学習プログラムの整備と機会の充実	1	2	3	4
26		地域人材の育成・連携体制の整備	1	2	3	4
27		環境イベントや環境保全活動の機会提供	1	2	3	4
99	その他① ()					
	その他② ()					

【問5-②】南砺市の環境情報の入手手段として、最も利用する(したい)方法はどれですか
【〇は2つまで】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 広報なんと | (2) パンフレット、チラシ |
| (3) ホームページ、メールマガジン | (4) テレビ、ラジオ、新聞 |
| (5) 講演会、イベント | (6) 出前講座等の説明会や勉強会 |
| (99) その他 (|) |

【問5-③】入手したい環境情報は、どれですか。
【〇は2つまで】

- (1) 市の環境の現状や、市が実施する各種施策・対策に関する情報
- (2) 環境問題と生活との関わりや、身近で役立つ工夫等の情報
- (3) 市の各種補助制度に関する情報
- (4) 環境保全活動等をしている市民団体・NPO等の情報
- (5) 環境を学ぶための講座・講演会、体験型学習の開催情報
- (6) 環境情報の入手方法や取組み方法の相談窓口
- (7) 特にない
- (99) その他 (

【問5-④】あなたが、常日頃から『南砺市の環境を良くするために必要』だと感じておられる事柄がありましたら、“箇条書き”で記入してください。

【テーマの例】※下記のテーマは例ですので、これにこだわらず、環境に関するお気づきの点を何でもご記入ください。

エネルギー対策、交通網・交通手段対策、大気保全対策、水質浄化対策、ごみの減量化・リサイクル対策、有害化学物質対策、花・緑・自然とのふれあい対策、動植物・生態系の保護対策、森林保全対策、散居村・まち並み・合掌造り景観の保全、環境と開発の調和の考え方、暮らしのマナーやモラルの向上、下水道・合併処理浄化槽の整備、情報公開、市民参加、環境教育・環境学習の充実、規制・罰則、行政の変革等

質問は以上です。たくさんの質問にお答えいただきまして、どうもありがとうございました。

○南砺市環境審議会条例

平成23年3月23日

条例第3号

改正 平成25年3月25日条例第29号

平成28年3月18日条例第7号

令和2年3月19日条例第2号

(設置及び所掌事務)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、南砺市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）に関する基本的事項について調査審議する。

(組織及び任期)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 会長は、審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長の指名する委員をもって充てる。

(資料提出の要求等)

第6条 審議会は、必要に応じ、市長その他関係機関等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部エコビレッジ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第29号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

南砺市条例第30号

南砺市環境未来づくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境未来づくりに関する基本的施策（第7条―第15条）

第3章 協働による推進体制（第16条―第20条）

第4章 環境施策の評価及び継続的改善（第21条・第22条）

附則

私たちのまち南砺市は、深く美しい山々に囲まれ、川上の里として庄川、小矢部川により潤った田園地帯を有し、四季を通じて人と自然が調和した日本の原風景が息づき、豊かな自然に抱かれ、独自の風土に根ざした歴史や文化を育んできた地域です。

この地域には、先人たちのたゆまぬ努力や英知の積み重ねから生み出された、個性豊かな景観、文化、産業が存在しています。しかしながら、今日の社会経済活動は、私たちに便利さや物質的豊かさをもたらす一方で、人間関係の希薄さを招き、かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境の存続を危うくしつつあるため、私たちは今の暮らし方を見直していく必要があります。

私たちは、先人たちが誇りとして大切に受け継いできた良好な環境を享受する権利を有すると同時に、先人たちと同様に、この恵まれた豊かな自然、安心して暮らしていける環境を次世代に継承する役割を担っています。

環境から未来づくりを果たすため、市、市民及び事業者が協働して、環境、社会、経済などあらゆる視点から持続可能な地域、人と人、そして人と自然が共生する社会の実現を目指し、ここに南砺市環境未来づくり基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境未来づくりについて基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、次世代への良好な環境の継承及び環境負荷の少ない持続可能な循環型社会構築の実現に関する施策（以下「環境施策」という。）の

基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が、環境に優しく安心して暮らせる生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な環境の状態を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (3) 循環型社会 有限である資源を効率的に利用するとともに再利用を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の下で市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と人及び人と自然が共生できる社会を構築し、これらを次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下で地域を愛する心が育まれるよう協働して自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策

を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市の施策は、環境施策を基底として実施されなければならない。

3 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 環境未来づくりに関する基本的施策

(環境施策の策定に係る基本方針)

第7条 市長は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次の事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携及び科学的知見の活用を図り、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が守られ、自然環境及び生活環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じ、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 地域の特性に応じた人及び自然の豊かなふれあいが確保されるとともに、地

域の歴史的及び文化的特性を生かした環境並びに快適な暮らしが創造されること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等の地球環境保全に貢献すること。

(5) 地球環境保全を、全ての市民及び事業者の課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動における積極的な取組として推進させること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境政策に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境施策の基本的な方針

(3) 前2号に定めるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを告示しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査)

第9条 市長は、環境施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市長は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第11条 市長は、市民及び事業者が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、適正な経済的な助成の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市長は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地等の環境の保全及び創造

に資する公共施設の適正な整備に努めるとともに、これらの施設の適正な利用を促進しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第13条 市長は、土地の形質の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境に配慮した公共工事等への取組)

第14条 市長は、公共工事等の施工に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境への負荷の少ない施工方法の採用に率先して取り組まなければならない。

(環境への負荷の低減に資する施策の促進)

第15条 市長は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3章 協働による推進体制

(教育及び学習)

第16条 市長は、市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての関心及び理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、教育を充実し、学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、家庭、学校及び地域社会と連携し、将来を担う子どもたちが、環境に対する人としての責任及び役割を理解し、実行に結びつく能力を育むための教育を充実し、学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境情報の提供)

第17条 市長は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供しなければならない。

(自発的な活動の促進)

第18条 市長は、市民及び事業者が自ら率先して行う環境美化活動、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講

じなければならない。

(市民及び事業者との協働等)

第19条 市長は、市民及び事業者と協働した環境の保全及び創造を推進するため、市民及び事業者から提言を受けるための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、市民及び事業者と協働した環境施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な庁内体制を整備しなければならない。

(国や他の地方公共団体との協力)

第20条 市長は、森里川海を守ることその他広域的連携により環境の保全及び創造を推進する取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行わなければならない。

第4章 環境施策の評価及び継続的改善

(監視等)

第21条 市長は、環境施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めなければならない。

(環境施策の評価及び継続的改善)

第22条 市長は、環境施策の推進の結果に対する評価を定期的を実施し、継続的な改善に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に寄与する先進的かつ実効性のある技術の積極的な利用を促進するものとする。

3 市長は、市民及び事業者が自らの日常生活及び事業活動について環境に与える影響を評価し、継続的な改善を行うことができるように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて市民及び事業者に対し、助言、指導又は協力の要請を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上平村環境美化推進条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 上平村環境美化推進条例(平成14年上平村条例第2号)

(2) 利賀村豊かな自然と調和した美しい村づくり条例(平成7年利賀村条例第14号)

(3) 井波のまちをみんなで美しくする条例(平成15年井波町条例第32号)